

# 吹田市水安全計画【概要版】

## 1 はじめに

水安全計画とは、食品製造分野で衛生管理手法として確立されている HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point、危害要因分析重要管理点) の考え方をういて、水源から給水栓に至る全ての過程で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システム（水源からの取水を始めとし、水道水を利用者の蛇口まで供給する機構）を構築するためのものです。WHO（世界保健機関）が、WHO 飲料水水質ガイドライン第3版で、水安全計画の導入を提唱し、これを受けて、平成20年に厚生労働省より水安全計画の策定が推奨されました。

吹田市水道部では、泉浄水所での淀川表流水、片山浄水所での地下水を原水とした浄水処理を実施しており、平成24年に策定した吹田市水安全計画に基づき、安全でおいしい水の供給に努めています。

## 2 基本方針

- (1) より安全でおいしい水を継続的に供給できるように努めます。
- (2) 徹底した水質管理を行い、利用者からの信頼を確保していきます。
- (3) これまでに積み上げてきた知識や技術力を次世代に承継できるよう文書化し、マニュアルとして整理することにより職員の技術レベルの向上を図ります。

## 3 危害分析

### (1) 危害抽出

水道水に影響を及ぼす可能性のあるものを対象に、淀川や地下水の水源から給水までの全ての過程について、危害原因事象を抽出しました。

#### 【危害原因事象の例】

発生場所	危害原因事象	
水源（淀川）	・有害物質、油、病原生物等の流入	・降雨による高濁度
浄水所	・薬品の注入不良	・異物混入
給水	・残留塩素不足 ・給水管の腐食による濁度異常	・異物混入

### (2) 危害レベルの設定

水質基準値を満足することはもとより、日常的な水質管理の現況をもとに水質管理強化基準（水質基準を遵守するために管理を強化する基準であり、本市水道施設の現況に応じて定めた基準）を新たに設定し、危害の影響程度と発生頻度を軸として危害レベルを5段階に分類しました。危害レベルは数値が大きいほど危険性が高いことを示します。

影響程度の分類		危害の影響程度		
		通常管理範囲を超えて水質管理強化基準未滿	水質管理強化基準を超えて水質基準未滿	水質基準を超過又はそのおそれがある
危害の発生頻度	1週間に1回以上	2	4	5
	1か月に1回以上	1	3	5
	1年に1回以上	1	3	5
	1年に1回未滿	1	3	5

### (3) 管理対応措置の設定

危害レベルに応じた管理対応措置を設定しました。

危害レベル	管理対応措置
1	通常の管理で対応する。
2	通常の管理で対応すると共に、恒久的な対策を検討する。
3	管理を強化する。(浄水所での薬品注入、配水管の洗管など)
4	3と同様に管理を強化する。また、施設整備などの恒久的な対策を検討する。
5	原則として取水停止、送配水停止又は給水停止の措置を実施する。 (健康影響に係る水質項目については、直ちに実施する。)

管理対応措置の例を以下に示します。

危害原因事象	管理対応措置
淀川表流水濁度異常 (濁度が100度超過)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ジャーテストを行い、適切な量のPAC(凝集剤)注入を実施</li><li>・水処理工程における後段の沈殿水濁度の監視強化</li></ul>
給水における残留塩素濃度異常 (残留塩素濃度が0.1mg/Lを下回るおそれのある場合)	<ul style="list-style-type: none"><li>・滞留水の排水作業の実施</li><li>・給水管の布設替えの指導</li></ul>
給水における異物混入	<ul style="list-style-type: none"><li>・排水作業の実施</li><li>・給水管の布設替えの指導</li><li>・影響範囲にて飲用停止を通知し、必要に応じて応急給水の実施</li></ul>

#### 4 水安全計画の実施状況の確認

本計画に定める危害原因事象に対する管理対応措置等について、妥当性の確認を行います。

また、常に安全な水を供給できていたか確認するため、水質検査結果は水質基準値等を満たしていたか、管理対応措置を定められたとおりに実行できたか等の検証を行います。

#### 5 水安全計画の見直し

水道施設の変更(計装機器等の更新を含む)を行った場合には、水安全計画の見直しを行います。新たな危害原因事象の有無及びそのリスクレベル、管理対応措置・監視方法・水質管理強化基準の適切性等を確認し、必要に応じて水安全計画等を改訂します。

吹田市水安全計画【概要版】(令和7年1月作成)

問合せ先

吹田市水道部 浄水室 水質グループ

〒564-8551 吹田市南吹田3丁目3番60号

TEL: 06-6384-1250 FAX: 06-6384-1273

E-mail: sui-suitsu@city.suita.osaka.jp